

# 令和7年度 調布市立第一小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

**○いじめ防止に関する法令等**

- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- 調布市教育委員会「学校いじめ対策委員会」設置実施要項等

**目指す児童像**

- ◎自他の人権を尊重し、認め合い、誰に対して思いやることのできる力を身に付けた子
- 自ら考え、表現し、何事にも諦めずに最後まで取り組む力を身に付けた子
- 自らたくましい心と体をつくり、すすんで行動することのできる子

**○目標策定の方針**

- 児童の実態
- 保護者の願い
- 地域の願い
- コミュニティスクール委員の意見
- 健全育成地区委員会からの情報
- いっしょうふれあいネットワークからの情報

**いじめ防止等に関する学校の目標**

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させ、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成する。
- いじめの認知の在り方を徹底し、今まで以上に、児童一人一人を丁寧に見て、いじめの小さな芽を摘むのはもちろん、いじめを積極的に認知して組織的に解消を図り、いじめの解消率の向上を図る。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を中心的組織として機能させ、未然防止と早期発見・解消を図る。

## いじめの未然防止・早期発見・解消のために

**○教職員の指導力の向上**

- 職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、共通理解を深める。
- 年3回のふれあい月間に、児童全員に生活アンケートを実施して、一人一人の状況を適確に把握する。結果を踏まえ、直ちに聞き取りや対応を行う。
- いじめに関する授業を年間、3回行う。

**○学校の組織的対応**

- いじめ基本方針に従い、担当が月毎にいじめ件数を報告し、軽微ないじめも見逃さないようにする。
- 毎月1回「学校いじめ防止対策委員会」を実施する。

**【いじめの未然防止・早期発見・解消】**

- いじめ防止等の対策のための中心的組織を「学校いじめ防止対策委員会」とする。
- 「学校いじめ防止対策委員」は管理職、主幹、生活指導主任、学年主任、該当児童担任、養護教諭及びスクールカウンセラーで構成され、「いじめ相談窓口」としての役割も担う。
- 毎月1回「学校いじめ防止対策委員会」を実施し、いじめへの対応、解消について共通理解を図る。また、「重大事態」については、その都度臨時で実施する。解消にあたっては、解消とした月から継続して学年・学級担任で3か月見守り、組織で判断する。また、児童の実態や指導の経過について記録をとり、パソコンの共有フォルダに保存して、全教職員で共有する。
- 年度当初の学校だより及びスクールカウンセラーだよりにより明記し、周知を図る。
- 学期に1回の「生活アンケート」及び以下の4つの視点からいじめを早期に認知し、いじめの件数を月毎に報告する。
  - ① 教員と児童との日常の交流を通しての発見。
  - ② 複数の教員や職員の間による発見。
  - ③ 教育相談を通じた実態把握。
  - ④ 学級内の人間関係を客観的に把握することによる発見。
- 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」とことであると日頃から指導し、浸透させる。
- 日頃から、いじめに対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。
- 情報モラル教育の充実を図り、タブレットやスマートフォン、SNSの使い方について重点的に指導する。

**○スクールカウンセラーとの連携**

- 対応方針についての相談
- 指導方針や解決方法についての相談
- 児童や保護者への対応方法についての相談
- 外傷や心的外傷を負っている、いじめを受けた児童へのケア
- いじめを行った児童へのケア
- 児童の地域における状況についての相談

**○保護者・地域との連携**

- 日頃からいじめに対する学校の考え方や取組を保護者や地域に周知し、いじめの発見と情報提供に協力を求めていく。
- 学童クラブや児童館、あそびばとの連携・地域住民や民生児童委員等と連携していく。

## 具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

### 生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）

<p><b>① 実態把握の観点</b></p> <p>アンケートや教員と児童との日常の交流、複数の教員や職員の間を通していじめの実態をいち早く発見する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登校から始業時にかけての様子</li> <li>授業時間の様子</li> <li>休み時間の様子</li> <li>下校時の様子</li> <li>その他（給食時、清掃活動時等）</li> </ul>	<p><b>② 指導・支援の基本姿勢</b></p> <p>「学校いじめ防止対策委員会」による組織的な対応を行う。生活指導主任がいじめ対応コーディネーターとなり、情報の収集や整理、担任教員の相談、また、対応や解消について「学校いじめ防止対策委員会」への提案等を行う。</p> <p>「学校いじめ防止対策委員会」管理職、主幹、生活指導主任、学年主任、該当児童担任、養護教諭、スクールカウンセラー</p>	<p><b>③ &lt;被害児童の支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。</li> <li>子どもの表面的な変化から、安易に解決したと判断せずに支援を継続する。</li> </ul> <p><b>&lt;加害児童の指導&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを行ってしまった背景を聞き取り、行った行為に対して毅然と指導する。</li> <li>心理的な孤立感や疎外感を与えることがないよう一定の教育的配慮をし、継続観察をする。</li> </ul>
--	--	---

### \*重大事態への対処

- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順
- ↓
- ①教育委員会へ報告し、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
  - ②被害児童への緊急避難措置の検討、実施
  - ③加害児童への懲戒や出席停止の検討
  - ④警察や児相等との連携
  - ⑤緊急保護者会の開催

### 生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）

**●関係諸機関との連携**

○いじめの事案によっては、各関連機関との連携を視野に解決に向けて取り組んでいく必要がある。

○連携する機関としては、調布市教育委員会指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等が考えられる。当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合がある。

年間指導計画													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
各教科	いのちの授業 普通救命講習（6年）総合「情報モラル」教育 理科「生命のつながり」						いのちの授業 保健「育ちゆく体とわたし」(4年)						
生活指導	ふれあい月間 あいさつ運動			SNSルール講座		セーフティ教室		ふれあい月間 あいさつ運動		ふれあい月間			
学校行事	入学式 始業式	運動会		終業式		始業式		学芸行事 (音楽祭)	終業式	始業式		終了式 卒業式	
特別活動	学級活動(2) (例)「集団生活のルール」「クラス目標を立てよう」「クラスの生活を改善しよう」等 フレンスタイム												
道徳	B 親切、思いやり				C 公正、公平、社会正義				いのちと心の教育月間D 生命の尊さ				
家庭・地域	保護者会 調布市防災教育の日		保護者会		地域運動会			道徳授業地区公開講座 保護者会		保護者会			